

佐賀県 I C T 活用工事（舗装工）試行要領

1. I C T 活用工事

1-1 目的

建設業界においては、生産年齢人口が減少することが予想されている中で、建設現場の熟練技能労働者の急激な減少は全国的に深刻な課題となっている。I C T を活用することで、一人一人の生産性を向上させ企業の経営環境を改善し、建設労働者の賃金水準の向上を図ると共に、建設現場の安全性の確保を推進することを目的とする。

1-2 I C T 活用工事における舗装工

次の①～⑤の全ての段階で I C T 施工技術を活用する工事を「標準型」とする。また、次の①～⑤のうち 1 つ以上の段階（⑤のみは除く）を実施し、部分的に I C T 施工技術を活用する工事を「簡易型」とする。また「I C T 舗装工」という略称を用いる。

- ① 3 次元起工測量
- ② 3 次元設計データ作成
- ③ I C T 建設機械による施工
- ④ 3 次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3 次元データの納品

受注者からの提案・協議により、付帯構造物設置工に I C T 施工技術を活用する場合はそれぞれ試行要領及び積算要領を参照すること。

1-3 I C T 施工技術の具体的内容

I C T 施工技術の具体的内容については、次の①～⑤及び表-1 によるものとする。

① 3 次元起工測量

起工測量において、3 次元測量データを取得するため、以下 1) ～ 5) から選択（複数以上可）して測量を行うものとする。

起工測量にあたっては、標準的に面計測を実施するものとするが、前工事での 3 次元納品データが活用できる場合等においては、管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、I C T 活用工事とする。

- 1) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 2) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) T S 等光波方式を用いた起工測量
- 4) T S（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
- 5) その他の 3 次元計測技術を用いた起工測量

② 3 次元設計データ作成

1-3 ①で計測した測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、3 次元出来形管理を行うための 3 次元設計データを作成する。

③ ICT建設機械による施工

1－3②で作成した3次元設計データを用い、以下1)により施工を実施する。ただし、施工現場の環境条件により、③ICT建設機械による施工が困難となる場合は、従来型建設機械による施工を実施してもICT活用工事とする。

1) 3次元MC建設機械

※MC:「マシンコントロール」の略称

④ 3次元出来形管理等の施工管理

舗装工事の施工管理において、ICTを活用した施工管理を実施する。

<出来形管理>

以下1)～5)のいずれかの技術を用いた出来形管理を行うものとする。

出来形管理にあたっては、標準的に面管理を実施するものとするが、表層以外については、従来手法（出来形管理基準上で当該基準に基づく管理項目）での管理を実施してもよい。また、施工現場の環境条件により、面的な計測のほか、管理断面及び変化点の計測による測量を選択してもICT活用工事とする。

- 1) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 2) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 3) TS等光波方式を用いた出来形管理
- 4) TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理
- 5) その他の3次元計測技術を用いた出来形管理

⑤ 3次元データの納品

1－3④により確認された3次元施工管理データを、工事完成図書として電子納品する。

1－4 ICT活用工事の対象工事

ICT活用工事の対象工事（発注工種）は、県土整備部、地域交流部が発注する土木工事（災害復旧工事を除く）に該当するもののうち、以下（1）～（3）に該当する工事とする。

（1）対象工種・種別

工事区分	工種	種別
・舗装 ・水門	舗装工	・アスファルト舗装工 ・半たわみ性舗装工
・築堤・護岸 ・堤防護岸 ・砂防堰堤	付帯道路工	・排水性舗装工 ・透水性舗装工 ・グースアスファルト舗装工 ・コンクリート舗装工

（２）適用対象外

従来施工において、舗装工の土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。

（３）対象規模

ＩＣＴ活用工事（舗装工）の対象規模は、１－４（１）対象工種を条件とし、数量は規定しない。

２．ＩＣＴ活用工事の実施方法

２－１ 発注方式

ＩＣＴ活用工事の発注は、受注者希望型とするが、工事内容及び地域におけるＩＣＴ施工機器の普及状況等を勘案し決定する。

また、特記仕様書に「ＩＣＴ活用工事（舗装工）（受注者希望型）」である旨明示するものとする。

※ＩＣＴ活用工事として発注していない工事において、受注者からの希望があった場合は、ＩＣＴ活用工事として事後設定できるものとし、ＩＣＴ活用工事設定した後は、受注者希望型と同様の取り扱いとする。

２－２ 実施手続き

受注者は、発注者へ工事打合簿で内容等が確認できる資料を提出し、発注者が協議内容に同意し施工を指示することにより、ＩＣＴ活用工事を実施することができる。

２－３ 工事費の積算

（１）受注者希望型における積算方法

発注者は、発注に際して土木工事標準積算基準（従来基準）に基づく積算を行い、発注するものとするが、契約後の協議において受注者からの提案によりＩＣＴ活用施工を実施する場合、ＩＣＴ活用施工を実施する項目については、各段階を設計変更の対象とし、以下１）に基づく積算により契約変更を行うものとする。

１）土木工事標準積算基準書 舗装工（路盤工（ＩＣＴ））

ＩＣＴ活用工事（舗装工）積算要領

また、３次元起工測量経費及び３次元設計データ作成経費について見積り提出を求め、設計変更するものとする。

３．ＩＣＴ活用工事実施の推進のための措置

３－１ 工事成績評価における措置

ＩＣＴ活用工事「標準型」を実施した場合は、創意工夫における【施工】「情報化施工技術を活用した工事」において加点（２点）するものとする。また、ＩＣＴ活用工事「簡易型」を実施した場合は創意工夫における【施工】「その他」において加点（１点）するものとする。

なお、複数の I C T活用工事を実施した場合において、受注者希望型は最大加点となる I C T活用工事のみ評価し加点するものとする。

※ I C T活用による加点は最大 2 点の加点とする。

※ I C T活用工事を途中で中止した工事については、加点対象とせず、減点を行わない。

3-2 施工管理、監督・検査の対応

I C T活用施工を実施するにあたって、別途発出されている施工管理要領、監督検査要領（表-1【関係要領等一覧】）に則り、監督・検査を実施するものとする。

監督職員及び検査職員は、受注者に従来手法との二重管理を求めない。

なお、監督・検査に係る機器（3次元データを閲覧可能なパソコン等）は受注者が準備するものとする。

3-3 実施証明書の発行

I C T活用工事を実施した工事について、発注者は受注者に対して完成検査後に「I C T活用証明書」（別添 1）を発行するものとする。

附則（R2.3.18 建設技第 2526 号 1）

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日以降公告される工事から適用する。

附則（R3.3.16 建設技第 3176 号 1）

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日以降公告される工事から適用する。

附則（R3.7.13 建設技第 833 号 1）

この要領は、令和 3 年 7 月 30 日以降公告される工事から適用する。

附則（R4.3.10 建設技第 3305 号 1）

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日以降公告される工事から適用する。

附則（R7.5.20 建設技第 134 号）

この要領は、令和 7 年 6 月 6 日以降公告される工事から適用する。

《表－１． Ｉ Ｃ Ｔ 施工技術と適用工種》

段階	技術名	対象作業	建設機械	適用		監督・検査・施工管理	備考
				新設	修繕		
３次元起工測量 ／３次元出来形 管理等施工管理	地上レーザースキャナーを用いた 起工測量 ／出来形管理技術（舗装工）	測量	－	○	○	①、②、⑥	舗装
	T S 等光波方式を用いた起工測量 ／出来形管理技術（舗装工）	測量	－	○	○	①、③	舗装 付帯構造物 設置工
	T S （ノンプリズム方式）を用いた起工測量 ／出来形管理技術（舗装工）	測量	－	○	○	①、④	舗装
	地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 ／出来形管理技術（舗装工）	出来形計測	－	○	△	①、⑤	舗装
I C T 建設機械による施工	３次元マシンコントロール技術	出来形計測	I C T 建設機械	○	△	－	

【凡例】 ○：適用可能 △：一部適用可能 －：適用外

【関連要領等一覧】	①	３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編
	②	地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（舗装工事編）（案）
	③	T S 等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領（舗装工事編）（案）
	④	T S （ノンプリ）を用いた出来形管理の監督・検査要領（舗装工事編）（案）
	⑤	地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（舗装工事編）（案）
	⑥	地上レーザースキャナーを用いた公共測量マニュアル（案）－ 国土地理院